

報道関係者 各位

令和6年1月16日

【照会先】

保険局医療課医療指導監査室

室長補佐 関 勝利

室長補佐 半間 渉

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2578

令和4年度における保険医療機関等の 指導・監査等の実施状況について(概況)

1 指導・監査等の実施件数

個別指導	1,505件	(対前年度比	455件増)
新規個別指導	6,742件	(対前年度比	2,289件増)
適時調査	2,303件	(対前年度比	2,270件増)
監査	52件	(対前年度比	1件増)

特徴等

- 令和4年度は、個別指導、適時調査について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じるとともに、地域の医療提供体制の維持に配慮した上で実施することとし、新規個別指導については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で令和3年度以前の未実施分も含めて実施することとしたため、いずれも対前年度比で増加している。

2 取消等の状況

保険医療機関等	18件	(対前年度比	8件減)
(内訳) 指定取消	: 6件	(対前年度比	3件減)
指定取消相当	: 12件	(対前年度比	5件減)
保険医等	14人	(対前年度比	2人減)
(内訳) 登録取消	: 11人	(対前年度比	2人減)
登録取消相当	: 3人	(対前年度比	増減なし)

特徴等

- 保険医療機関等の指定取消処分(指定取消相当を含む)の原因(不正内容)を見ると、架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求など不正の内容は多岐にわたっている。
- 指定取消処分(指定取消相当を含む)に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からの情報提供が12件と指定取消処分(指定取消相当を含む)の件数の大半を占めている。

3 返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約19億7千万円(対前年度比約28億7千万円減)
(内訳)

- 指導による返還分 : 約10億2千万円(対前年度比 約4億5千万円減)
- 適時調査による返還分 : 約8億0千万円(対前年度比 約12億7千万円減)
- 監査による返還分 : 約1億5千万円(対前年度比 約11億5千万円減)

※ 返還金額は、指導・監査等の実施年度に関わらず、令和4年度に返還金額が確定したものを計上したものであるため、指導・監査等の実施年度と返還金額の確定年度は必ずしも一致するものではない。

<保険診療における指導・監査 HP>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shidou_kansa.html

令和4年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	545件	533件	427件	1,505件
保 険 医 等	1,584人	1,525人	892人	4,001人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,490件	1,663件	2,589件	6,742件
保 険 医 等	3,437人	2,074人	4,366人	9,877人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	5,626件	5,168件	4,504件	15,298件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,289件	9件	5件	2,303件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	20件	29件	3件	52件
保 険 医 等	31人	44人	15人	90人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	4件	2件	0件	6件
	指 定 取 消 相 当	3件	7件	2件	12件
	計	7件	9件	2件	18件
保 険 医 等	登 録 取 消	5人	6人	0人	11人
	登 録 取 消 相 当	0人	2人	1人	3人
	計	5人	8人	1人	14人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 12件 ※保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等
 (2) その他 6件 ※警察の摘発、個別指導等

6. 返還金額の状況

返還金額は、19億7261万円であった。

- ・ 指導による返還分 10億1632万円
- ・ 適時調査による返還分 8億345万円
- ・ 監査による返還分 1億5283万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保 険 医 療 機 関 等 (単位:件)					保 険 医 等 (単位:人)						
	年度	30	1	2	3	4	年度	30	1	2	3	4
個別指導	医科	1,653	1,639	530	307	545	医科	9,210	9,601	688	439	1,584
	歯科	1,332	1,348	525	372	533	歯科	2,993	2,480	621	521	1,525
	薬局	1,739	1,728	742	371	427	薬局	2,657	2,794	1,101	586	892
	計	4,724	4,715	1,797	1,050	1,505	計	14,860	14,875	2,410	1,546	4,001
新規個別指導	医科	2,355	2,199	982	1,524	2,490	医科	3,640	2,476	1,120	1,807	3,437
	歯科	1,533	1,500	781	1,084	1,663	歯科	1,853	1,900	918	1,303	2,074
	薬局	2,074	2,012	1,152	1,845	2,589	薬局	3,138	3,111	1,720	3,030	4,366
	計	5,962	5,711	2,915	4,453	6,742	計	8,631	7,487	3,758	6,140	9,877
集 個 別 団 指 導 的	医科	4,505	4,443	0	6,579	5,626						
	歯科	4,705	4,707	0	5,235	5,168						
	薬局	4,056	4,008	0	4,476	4,504						
	計	13,266	13,158	0	16,290	15,298						
適時調査	医科	3,623	3,519	3	18	2,289						
	歯科	11	10	0	1	9						
	薬局	2	15	2	14	5						
	計	3,636	3,544	5	33	2,303						
監 査	医科	16	18	16	20	20	医師	36	63	25	51	31
	歯科	28	28	23	24	29	歯科医師	48	45	36	36	44
	薬局	8	9	7	7	3	薬剤師	18	21	21	17	15
	計	52	55	46	51	52	計	102	129	82	104	90
取 消 (取消相当含む)	医科	9	7	4	8	7	医師	5	6	4	3	5
	歯科	12	11	15	14	9	歯科医師	12	9	14	13	8
	薬局	3	3	0	4	2	薬剤師	3	0	0	0	1
	計	24	21	19	26	18	計	20	15	18	16	14

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
	30	1	2	3	4	
保険者等からの情報提供	17	12	12	19	12	
その他	7	9	7	7	6	
合計	24	21	19	26	18	

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合 計	
30	327,869	493,272	52,699	873,840	▲169,647
1	342,498	504,652	240,205	1,087,355	213,515
2	286,594	260,872	48,459	595,925	▲491,430
3	147,010	207,423	129,617	484,051	▲111,874
4	101,632	80,345	15,283	197,261	▲286,790

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集团的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	28	22	7	57	94	40	45	179	228	213	174	615	112	0	0	112	0	1	0	1
02 青森	5	3	4	12	5	2	11	18	54	42	49	145	39	0	0	39	0	0	0	0
03 岩手	0	1	4	5	5	3	19	27	45	45	49	139	0	0	0	0	0	1	0	1
04 宮城	7	16	8	31	62	17	55	134	82	85	92	259	17	0	0	17	0	1	0	1
05 秋田	1	5	4	10	8	4	8	20	41	36	42	119	3	0	0	3	0	0	0	0
06 山形	5	0	3	8	13	7	28	48	36	38	47	121	27	0	0	27	0	0	0	0
07 福島	5	8	0	13	16	11	29	56	61	70	68	199	24	0	0	24	0	1	0	1
08 茨城	8	6	3	17	28	17	71	116	87	107	99	293	57	0	0	57	1	0	0	1
09 栃木	13	4	1	18	16	10	36	62	71	73	69	213	42	0	0	42	0	0	0	0
10 群馬	6	7	2	15	18	17	53	88	73	77	71	221	33	0	0	33	0	1	0	1
11 埼玉	53	86	31	170	144	86	192	422	240	263	223	726	79	0	0	79	0	2	0	2
12 千葉	22	35	5	62	130	63	128	321	195	246	192	633	79	1	0	80	3	2	0	5
13 東京	107	105	57	269	419	453	367	1,239	647	785	459	1,891	184	1	0	185	7	3	0	10
14 神奈川	45	42	92	179	275	95	207	577	365	385	299	1,049	73	0	0	73	1	2	0	3
15 新潟	2	7	7	16	14	15	33	62	69	87	86	242	63	0	0	63	0	2	0	2
16 山梨	3	4	18	25	10	10	16	36	37	30	35	102	32	1	2	35	0	0	0	0
17 長野	6	6	8	20	31	13	24	68	84	82	76	242	59	0	2	61	0	0	0	0
18 富山	7	4	4	15	13	4	37	54	37	35	37	109	40	0	0	40	0	0	0	0
19 石川	7	4	6	17	20	6	22	48	41	38	41	120	53	0	0	53	0	0	0	0
20 岐阜	20	7	19	46	42	14	31	87	68	74	74	216	50	0	0	50	0	0	0	0
21 静岡	13	0	11	24	43	29	66	138	146	138	135	419	43	0	0	43	0	0	0	0
22 愛知	35	20	31	86	144	85	182	411	269	288	248	805	82	0	0	82	0	1	0	1
23 三重	4	6	5	15	27	13	27	67	64	64	60	188	38	0	0	38	1	1	1	3
24 福井	1	0	4	5	3	4	18	25	33	25	23	81	32	0	0	32	0	0	0	0
25 滋賀	2	3	0	5	20	11	39	70	46	36	50	132	23	0	0	23	0	1	0	1
26 京都	6	5	14	25	70	39	65	174	162	104	84	350	40	0	0	40	0	1	0	1
27 大阪	28	26	11	65	282	172	203	657	575	427	333	1,335	51	0	0	51	2	1	1	4
28 兵庫	23	19	3	45	144	96	134	374	310	234	202	746	66	0	0	66	0	1	0	1
29 奈良	4	2	0	6	13	15	24	52	65	42	43	150	30	0	0	30	0	0	0	0
30 和歌山	5	1	0	6	15	6	12	33	63	42	36	141	39	0	0	39	0	0	0	0
31 鳥取	2	2	4	8	6	6	9	21	23	19	20	62	21	0	0	21	0	0	0	0
32 島根	1	0	2	3	7	5	7	19	35	18	24	77	32	0	0	32	0	0	0	0
33 岡山	3	3	0	6	21	15	29	65	91	0	64	155	51	1	1	53	1	0	0	1
34 広島	13	14	12	39	42	21	35	98	149	119	116	384	45	0	0	45	2	1	1	4
35 山口	12	4	3	19	8	4	12	24	64	50	59	173	49	0	0	49	0	0	0	0
36 徳島	0	2	1	3	7	7	10	24	37	31	28	96	50	0	0	50	0	0	0	0
37 香川	1	0	2	3	12	8	11	31	48	37	41	126	39	0	0	39	0	0	0	0
38 愛媛	3	9	0	12	15	6	31	52	75	54	49	178	50	4	0	54	0	0	0	0
39 高知	7	2	1	10	4	4	19	27	39	29	27	95	43	0	0	43	0	1	0	1
40 福岡	11	16	13	40	132	153	132	417	295	246	225	766	26	0	0	26	0	1	0	1
41 佐賀	0	1	2	3	8	5	6	19	39	33	39	111	70	0	0	70	0	0	0	0
42 長崎	0	6	3	9	8	6	13	27	83	58	53	194	45	0	0	45	1	0	0	1
43 熊本	2	1	5	8	21	20	38	79	83	68	67	218	39	0	0	39	0	1	0	1
44 大分	1	4	3	8	12	9	10	31	66	41	44	151	70	1	0	71	0	0	0	0
45 宮崎	3	4	6	13	13	9	10	32	61	39	43	143	69	0	0	69	0	1	0	1
46 鹿児島	10	8	6	24	17	10	20	47	84	66	67	217	72	0	0	72	0	0	0	0
47 沖縄	5	3	2	10	33	18	15	66	60	49	42	151	8	0	0	8	1	2	0	3
合計	545	533	427	1,505	2,490	1,663	2,589	6,742	5,626	5,168	4,504	15,298	2,289	9	5	2,303	20	29	3	52

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
1 茨 城	共創未来 友部薬局	薬	(R4. 9. 23)	精査中	架空請求	—	—
2 千 葉	若葉歯科クリニック	歯	R5. 2. 17	620千円	架空請求	山田 正幸	R5. 2. 17
3 東 京	クリニックドクターメンタル	医	R5. 2. 17	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	田中 宗親	R5. 2. 17
4 東 京	医療法人社団深山会 深山会クリ ニック	医	R4. 11. 23	—	監査拒否	—	—
5 東 京	皮膚科形成外科青山	医	R4. 11. 18	796千円	架空請求、付増請求、 二重請求	河野 多鶴子	R4. 11. 18
6 東 京	茂松クリニック	医	R4. 12. 16	—	監査拒否	伊 政善	R4. 12. 16
7 東 京	ティースジュエルクリニック	歯	(R4. 10. 21)	1,424千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	—	—
8 東 京	アルファデンタルクリニック	歯	(R4. 11. 1)	—	監査拒否	関口 了太	R4. 11. 1
9 東 京	赤門前歯科医院	歯	(R5. 3. 17)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	長池 康雄	(R5. 3. 17)
10 東 京	十番ファーマシー薬局	薬	(R4. 5. 20)	808千円	その他の請求	増田 光信	(R4. 5. 20)
11 神 奈 川	小林歯科医院	歯	(R4. 11. 18)	—	監査拒否	小林 寿典	R4. 11. 18
12 愛 知	たかぎ歯科医院	歯	R4. 4. 14	8,795千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	高木 勇宜	R4. 4. 14
13 岐 阜	医療法人慈英会 あきよし歯科	歯	(R4. 10. 13)	1,218千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	穂吉 葉子	(R4. 10. 13)
14 大 阪	医療法人友愛会 松本病院	医	(R4. 5. 11)	—	虚偽の届出	—	—
15 大 阪	三愛クリニック	医	(R4. 7. 28)	8,506千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	松本 八彦	R4. 7. 28
16 大 阪	ほりうちこうりえんクリニック	医	(R4. 9. 16)	3,490千円	架空請求、付増請求、 振替請求	堀内 利生	R4. 9. 16
17 大 阪	かいだ歯科医院	歯	(R5. 2. 8)	5,059千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	貝田 勝之	R5. 2. 8
18 広 島	皆実町歯科	歯	(R4. 7. 29)	—	監査拒否	大堂 敏彦	R4. 7. 29
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医科		4件	3件	医 師		5人	0人
歯科		2件	7件	歯科医師		6人	2人
薬局		0件	2件	薬 剤 師		0人	1人
計		6件	12件	計		11人	3人

※ 返還額は、令和5年10月末現在のものである。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(大阪府) 三愛クリニック	【令和4年7月28日指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、その他の請求	(返還金額 8,506千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>患者から、近畿厚生局指導監査課に対し、領収証よりも医療費通知の金額の方が高い旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ、診療の事実が確認できず日計表にも計上されていない診療報酬が請求されている等、不適切な事例が認められた。これらの事象が生じた理由について、松本医師から合理的な回答がなかったため個別指導を中断した。</p> <p>個別指導を再開し、不適切な事例について確認したところ、松本医師は、三愛クリニックにおいて診療報酬を不正に請求していたことを認めたことから個別指導を中止し、令和元年7月から令和3年10月までの計27回の監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・同一の保険医が2科目の診療を行っているにもかかわらず、異なる保険医が行ったものとして処方した薬剤名を診療科ごとに区分してそれぞれの処方箋を交付するなどし、2科目の再診料並びに処方箋料及び一般名処方加算を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和4年7月28日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

【歯科】

保険医療機関等名	(愛知県) たかぎ歯科医院	【令和4年4月14日指定取消】
不正の区分	付増請求、振替請求、その他の請求	(返還金額 8,795千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>令和2年1月23日、個別指導を実施し、診療録や歯科技工納品書を確認したところ、実際には銀合金を使用した全部金属冠を装着したものを、金銀パラジウム合金(金12%以上)を使用したものとして診療報酬を請求していた疑義等が認められたため、個別指導を中断した。</p> <p>令和2年9月24日、個別指導を再開したところ、有床義歯の装着に当たって実際には使用していない鋳造バーを使用したものとし、実際には硬質レジン歯を使用したものをスルフォン樹脂レジン歯として診療報酬を請求していた疑義が認められた上、25名の患者について、歯科技工物に係る診療報酬が請求されているにもかかわらず納品書等の持参がなかったため、個別指導を再度中断した。</p> <p>令和2年10月に患者調査を実施したところ、3名の患者が保管していた一部負担金の領収証に記載された内容より多くの診療報酬が請求されていたことから個別指導を中止した。</p> <p>また、当該保険医療機関が歯科技工の指示を行った歯科技工所から提供を受けた歯科技工指示書や納品書控え等を確認したところ、納品書控えがない歯冠修復物の診療報酬が請求されている等の事象が認められた。</p> <p>以上のことから、不正請求が強く疑われたため監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・不正請求分に係る一部負担金を受領していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和4年4月14日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

【薬局】

保険医療 機関等名	(東京都) 十番ファーマシー薬局	【令和4年5月20日指定取消相当】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 808 千円)
不正の 内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>令和2年1月及び2月に、当該薬局の開設者及び管理者の増田薬剤師が、併設される診療所の医師が不在であった平成31年3月に、医師の資格がないのに患者の診察を行い、医師が診察したように装って診療報酬や調剤報酬をだまし取った等の疑いで逮捕されたとの報道があった。</p> <p>関東信越厚生局東京事務所において、平成31年3月分の処方箋及び調剤録を確認したところ、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された処方箋及び調剤録が確認された。また、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された平成31年3月分の調剤報酬明細書が確認され、不正な調剤及び不正な調剤報酬請求であることが強く疑われたため、令和2年9月から令和3年6月まで計3日間の監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師である増田薬剤師は、調剤報酬及び診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で、懲役3年、執行猶予4年の判決を受け、令和2年8月13日に刑が確定している。 ・医師以外の者が作成した処方箋であることを認識しながら、その処方箋に基づいて調剤を行い、調剤報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和4年5月20日 保険薬局の指定取消相当、保険薬剤師の登録取消相当</p> <p>※ 当該保険薬局は、令和2年2月1日付けで廃止となっていることから、指定の取消相当の取扱いとしている。また、当該保険薬剤師については、令和2年3月25日付けで登録を抹消していることから、登録の取消相当の取扱いとしている。</p>	

※ 指定取消処分（指定取消相当を含む）を行った保険医療機関等については、各地方厚生（支）局のホームページにおいて公表している。

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関又は薬局からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。医療機関又は薬局は、保険医療機関等として指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師又は薬剤師からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。医師、歯科医師又は薬剤師は、保険医等として登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査又は監査の結果、不正又は不当な請求が確認された場合に、同様の請求の有無について保険医療機関等において全患者等を自主点検のうえ、返還金関係書類として地方厚生(支)局に提出した金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、令和4年度及び令和3年度以前に個別指導又は新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、令和4年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集团的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集团的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約640種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、令和4年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html